2024年
1月5日発行
№394

市議会ニュース

森尾よしあき　広田みよ　山下あき

発行元
日本共産党
金沢市議員団

2024年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方へのご案内（住宅関係中心）

【罹（り）災証明書の申請を】

「罹災証明」は、災害による住宅等の被害の程度を証明する書類です。さまざまな補助や支援金、税金の減免、民間の保険などを申請するために必要となります。

申請に必要な物

1. り災（被災）証明書交付申請書
2. 被災状況のわかる写真
3. 本人確認書類

★留意事項★
片付けや修理をする前に、被災した自宅等の状況を撮影してください。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満

提出先
金沢市役所総務局資産税課　　電話番号：076－220－2151

【住宅の緊急の修理制度について】

屋根等に被害が生じた住家には、降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等をかける場合、その費用について補助が受けられます。**※事前申請です**

対象	屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、雨漏りの可能性がある「準半壊以上」（相当）と判断された住家の方 ※「準半壊以上」（相当）の判断は、被害を受けた方が持参した写真で判断します。 **※り災証明書は不要です。** ※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。
期間	令和６年１月１日から１月31日まで
支援内容	雨漏りに対応するためのブルーシート、土のう袋、ビニール紐等の資材購入費、施工にかかる費用
限度額	1世帯あたり50,000円以内
手続き	緊急の修理申込書に必要書類を添付し、金沢市住宅政策課に提出 ※金沢市HPから様式をダウンロードできます。市役所窓口でも配布します。
問合せ	住宅政策課　☎076－220－2333

【住宅の応急修理費制度について】

被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です。**※事前申請です**

対象	・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の「住宅」被害の罹災証明を受けた方 ・自らの資力では応急修理ができない方
期間	令和６年１月１日から６月30日まで
応急修理の範囲	「住宅」の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできない、緊急に応急修理を行う必要な部分に限ります。
限度額	①大規模半壊、中規模半壊、半壊 …706,000円以内 ②準半壊 …343,000円以内 ※準半壊に至らない場合は対象外です。
必要書類	１．住宅の応急修理申込書 **２．り災証明書※コピー可** ３．施工前の被害状況が分かる写真 ４．修理見積書 ※後日提出可だが、工事決定に必要 ５．資力に関する申出書 ６．住宅被害状況に関する申出書
問合せ	住宅政策課　☎076－220－2333

※国の災害救助法に基づく制度です。石川県10市町に適用されていますので、お住いの自治体へお問合せください。

お困りの時は
ご相談ください　日本共産党金沢市議員団　TEL 076-220-2407　FAX 076-260-6588